

堺市立美木多中学校

いじめ防止基本方針



令和 7 年 4 月改訂

1. いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策の基本的な方向に関する事項

（1）いじめの定義

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）において以下のように定められている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法第二条）

（2）いじめに対する基本認識

「いじめは、どの生徒にも、どの学級でも、どの学校でも起こりうるものである。」という認識の下、未然防止、早期発見、早期解決、再発防止に向け、全職員で取り組む。

また、いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」を含めた四層構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響を及ぼす。いじめの防止に向けて、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」をつくらないことをめざし、日々の教育活動、啓発活動に取り組む。

2. いじめに対する基本的な対策事項

（1）いじめの未然防止に向けて

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、豊かな人間性を育み、自尊感情を高め、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 全職員は、常に危機感を持ち、生徒理解・生徒観察に努める。
- ② 道徳教育や特別活動を通して、規範意識を育み、人権を尊重する精神を育む。
- ③ 生徒がいじめ問題を自分ごととして考え、主体的に活動できる集団作りに努める。
- ④ 一人ひとりを大切に、言語活動の充実をめざした授業を展開し、自尊感情を高め、コミュニケーション能力の向上につなげる。
- ⑤ 学校生活での悩み等の解消を図るため、教育相談やスクールカウンセラー等を活用する。
- ⑥ 悩みやいじめ相談の体制を整備し、生徒や保護者に相談窓口の周知徹底を図る。
- ⑦ 情報モラル向上のための教育活動を行い、生徒や保護者に啓発する。

（2）いじめの早期発見について

いじめは、ケンカやふざけ合い等から重大な問題になっていることが多い。また、保護者や教師といった大人の見えない所で起きることがほとんどである。いじめを見過ごさないためにも、学校・保護者・地域の連携を密にし、実態把握に努める。

- ① 全職員は、生徒理解・生徒観察に努める。
- ② 生活アンケートを実施し、教育相談・個人懇談等を活用し、実態把握に努める。
- ③ ケンカやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、実態把握に努める。
- ④ 日頃から保護者との連絡を密にし、情報を共有できる関係を築く。
- ⑤ 校区巡回や地域の行事等、地域と日常的に連携する。
- ⑥ 関係諸機関との連携を図り、情報を共有する。

(3) いじめに対する措置について

いじめ事象が発覚した場合は、詳細な事実確認に基づき、学校全体の問題として、適切な対応を組織的に行う。事実が確認できれば、被害生徒と保護者の立場に立ち、被害生徒や保護者が納得のいく解決をめざす。

- ① 学校全体の問題としてとらえ、情報を共有しながら組織的に対応する。
- ② 当事者双方から詳細な事実確認を行う。必要に応じ、周囲の生徒にも事実を確認する。
- ③ 学校が事実としてつかんだ情報を保護者に説明し、迅速に対応する。
- ④ 加害生徒へは、毅然とした態度で粘り強く指導し、反省を促す。
- ⑤ 法を犯す等、状況によっては、早期に警察等関係諸機関に相談し、連携を図る。
- ⑥ 加害生徒や加害集団に対しては、継続的な指導を行う。

(4) いじめ解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たして解消しているものとする。

- ① いじめに係る行為がやんでいること
いじめに係る行為がやんでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等の方法で確認すること。

(5) 特に配慮が必要な生徒等について

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障害を含む、障害のある生徒。
- ② 海外から帰国した生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒。
- ③ LGBTやSOGI（性的指向・性自認）に係る生徒。
- ④ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（被害生徒）

(6) ネット上のトラブルについて

携帯電話やインターネットの普及に伴い、近年のいじめ事象の中で、ネット上のトラブルは多くの割合を占めている。また、インターネット上での不適切な書き込みや誹謗中傷、画像、動画等は、不特定多数の人が見たり、転送したりと、被害が拡大する速度は計り知れない。

- ① 中学校一年生を対象に「ネットいじめ防止プログラム」を開催し、生徒や保護者に啓発する。
- ② 保護者や生徒に、携帯電話等を持つ場合には「家庭のルール」を定めることや、「フィルタリングサービス」等を紹介し、啓発活動に努める。
- ③ 万が一発覚した場合は、直ちに組織的に現状を確認し、被害生徒や保護者の意向を尊重した上で、被害の拡大を避けるため、迅速に対応する。保護者に連絡し、原則保護者・職員立会いのもとに削除させる。また、関係していると思われる生徒についても同じ対応を基本とする。
- ④ 被害生徒に重大な被害が生じる疑いがある場合は、直ちに警察等関係諸機関と連携し、適切な援助を求める。
- ⑤ 必要に応じて、法務局・地方法務局に協力を求める。また、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについても周知する。

(7) いじめの防止等の対策のための組織について

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラーを構成員とし、「いじめ防止対策委員会」を設置する。学年主任、学級担任、部活動顧問、スクールソーシャルワーカー等、状況に応じて、臨機応変に編成する。

本委員会は、いじめの未然防止、早期発見、早期解決、再発防止など、いじめへの対策等に関する組織的な対応を行う中核となる。また、以下の役割を担う。

- ① いじめの未然防止に向けた取り組みや年間計画を作成する。
- ② いじめの未然防止に向けた取り組みについて、定期的な点検を行い、見直しを図る等、学校の実情に照らし合わせ、取り組みの工夫改善に努める。
- ③ いじめ発覚後は、できる限りの正確な実態把握に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことがないように組織的に対応する。
- ④ いじめの問題等に関する指導記録を作成・保存し、生徒の進学・進級や転学に際し、適切に引き継いだり、情報提供できる体制をとる。
- ⑤ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者等の外部専門家が参加しながら対応する。

(8) 重大事態への対処について

いじめの「重大事態」は、推進法において、以下のように定められている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「重大事態」とは、次のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・心身に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合 など

「相当の期間」については、文部科学省における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

- ① 重大事態が発生した場合は、直ちに組織的に対応し、教育委員会を通して、市長に重大事態発生について報告する。
- ② 学校が主体となって調査を行うこととするが、状況により、教育委員会の調査機関とともに調査を実施する。
- ③ さらに緊急・重大事態については、並行して市長の調査機関にも調査を求める。

3. いじめの防止等に関する年間計画案について

月	学校行事	いじめ防止に関する取組	いじめ防止対策委員会
4	家庭訪問 (希望家庭)	保護者との連携	いじめ防止対策委員会 (毎月開催) いじめアンケート作成①
5	体育大会	学級・学年・学校の仲間づくり	
6	修学旅行 教育相談①	仲間づくり いじめアンケート①	いじめアンケート集計・考察①
7	個人懇談会①	保護者との連携	

8	校内研修		校内研修でいじめについての研修
9		ネットいじめ防止プログラム（1年）	いじめアンケート作成②
10	文化活動発表会 教育相談②	学級・学年・学校の仲間づくり いじめアンケート②	いじめアンケート集計・考察②
11	キャリア教育（職場体験、職業講話 出前授業、高校訪問 等）（2年）		
12	個人懇談会②	保護者との連携	
1	道徳教育	いのちの学習・命の安全教育 （生命誕生までの道のり） （妊婦体験・育児体験） （妊娠と出産・デートDV など）	
2	教育相談③	いじめアンケート③	いじめアンケート作成③ いじめアンケート集計・考察③
3			年度末の反省